



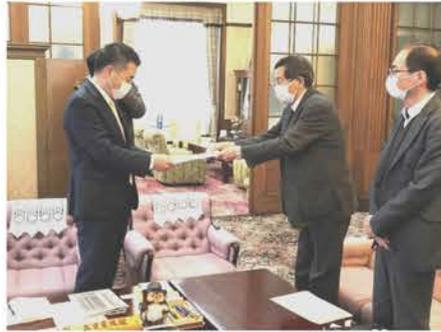
〒520-0041 滋賀県大津市浜町1-38
滋賀銀行従業員組合
TEL 077-521-2775
FAX 077-525-5232
Mail info@sbu-ffs.com
URL http://sbu-ffs.com/

新型コロナ対策で緊急知事要請 明るい滋賀県政を作る会

自粛と補償は一体で！ 県民生活と生業を守る！

明るい滋賀県政をつくる会（代表・瀧上正昭、東昌子、近藤公人）は4月13日、三日月大造知事に対して「緊急の要請」を行いました。対応には三日月大造知事や各課の担当者が同席しました。

要請の概要は「◎マスクや消毒剤、人工呼吸器などの確保を国に求める◎中小零細企業や個人事業者への影響を把握するとともに、労働者の解雇・雇止め等を防ぐために具体的な支援を行う◎県主催のイベント



等の中止・延期による損害に對して補償する◎国保料の引き下げや子ども医療費の助成など県民生活を守る施策を拡充する◎安心・安全の医療体制を確保するためにも公立病院の統廃合は行わない◎国体（国民スポーツ大会）施設整備計画を見直し、県民の命と暮らしを守るために必要な予算を確保する」としています。

信義誠実の原則

（信義則）とは

「社会共同生活において、権利の行使や義務の履行は、互いに相手の信頼や期待を裏切らないように誠実に行動しなければならないとする法理」。

企業や商売、また、人間関係においても最も大切な基本は信頼、信用です。銀行の経営側と従業員の関係でも同様です。

経営者が労働条件を変更するときは、その内容を労働

働組合に提案し交渉、合意をしたうえで実施することが原則です。

「試行」の名で「なし崩し」労働条件変更

しかし、近年の銀行は、制度などを、組合の同意なしに、「試行」という形態で実施し、それを実績とし、なし崩し的に導入、変更するという事例が続いています。

パーソナル、プラザ店舗、休日出勤、セレクト時差勤

務、ランチ・イン・プランチ、制服の廃止等、組合との十分な協議や合意なしに、銀行都合で労働条件が変更されています。

年収・昇級・昇格「許容限度を超えた格差」

特に人事制度は重要な労働使間の項目ですが、制度変更の度に組合が指摘している問題点が現実になっていきます。年収や昇給、昇格の格差拡大も許容限度を超えています。

いま、大きな課題として、このような制度や、職場の信頼関係が希薄になり、将来に不安を感じた新入職員や若い男性行員が自主退職するケースに歯止めがかか

新型コロナウィルス 感染拡大を口実にした 不当な退職強要を撤回

東京都内のタクシー会社ロイヤルリムジングループは、新型コロナウィルス感染拡大を口実に従業員600人全員を退職に追い込もうとしました。

これに對して、グループ内の自交総連・目黒自動車交通労働組合（全労連）は、脱法的な退職強要を批判し、雇用を守れと要求してたたかってきました。4月24日、会社は団体交渉で同労組に對し、退職強要を撤回し、雇用を維持することを表明。自交総連本部発行の「自交労働者情報」第17号

コロナ災害を乗り越え いのちとくらしを守る

全国的に呼びかけられている「コロナ災害を乗り越える いのちとくらしを守る何でも相談会」が4月18日、19日に行われました。

滋賀県労連は、20日以降も10時から19時まで電話での相談を受付けており「県労連・労働相談センター」には「年度末、消費増税、そして新型コロナウィルス」これらの影響は大きく連日ありません。

信義則を守り、従業員 を大切に！働きがい！

信義則を守り、従業員を大切にすれば働きがいも生まれ、労使ともに、プラス方向になると考えます。

新型コロナウィルスの猛威が世界を襲っています。この未曾有の状況の特異性は単に経済や物流の減速のみでなく、人が意思に反して働けないことや、多くの人命を奪っていることです。

私たちの地方銀行としての役割は更に重要になっていきます。地方への貢献には、まず、銀行内部の信頼関係を築き、体制を整えることが求められます。（小原）

（20年4月27日発行）は、

この経過を報じて「会社の身勝手なやり方をはねかえす成果」としています。

ロイヤルリムジングループは、政府が緊急事態宣言を出した4月8日、事業を休止し、従業員600人全員は退職して失業手当を受けてもらう、休業補償より失業手当の方がメリットがある、会社を再出発させたいと発表。 「大量『解雇』」としてマスクコミでも大きく取り上げられました。



自交総連HPより

深刻な相談が寄せられています。電話は「職場の商店を閉めると社長がいきなり言うてきた。31日に払われる賃金が払われなかった。社長の言い分は二転三転してこれからの雇用がどうなるのかはつきりしない」という小売店の従業員さんの相談。また「子どもの休校や仕事のキャンセルによる収入減で大変。休業助成金は申し込めず、生活福祉資金貸付は断られた」という自営業者さんなど、深刻な相談が多いと言われています。相談員は「労働相談員が対応していますので、専門外のところは各専門家になくことで対応されています。労働者、経営者を問わず甚大な負担が予測されます。生き延びるために、使えるものは使って、足りないものは要求しましょう。要求の声を上げ、必ず暮らしを守りましょう。声を上げることで変わってきている」と述べています。一方、一般労組の組合員からは経営者に申し入れをしたところ雇用調整金の申請へと動いたという報告も来ています。

湖東記念病院人工呼吸器事件 西山美香さん再審無罪

3月31日 大津地裁

事件の概要と判決

裁判長

「本件は事件性はない」

事件は2003年5月、湖東町（現東近江市）の湖東記念病院で、看護助手の西山さんが入院患者の人工呼吸器のチューブをはずして殺害したとされた事件です。1審大津地裁は懲役12年の判決。最高裁まで争いましたが有罪が確定し、西山さんは25歳から12年間で和歌山刑務所でおくることがになりました。

2017年12月に大阪高裁で再審開始決定が出されるも、検察が特別抗告。19年3月に最高裁が検察の抗告を棄却し、再審が確定。2回の再審公判を経て、再審無罪判決を勝ちとりま



警察の違法捜査 批判し自白排除

裁判の争点は、患者の死因と西山さんの自白の信用性、任意性でした。今回の判決は死因について、遺体を鑑定した医師が、人工呼吸器のチューブがはずれていたことによる酸素供給欠乏による死亡として

いる点について、解剖所見以外に、警察からの「人工呼吸器のチューブがはずれていた」との真偽の不確かな情報が与えられていたことから導かれた誤った判断であり、信用することができないとしました。弁護団が提出した複数の専門家の意見書などから、死因は致死性不整脈や管への痰のつまりなどにより死

した。亡した可能性もあると判断しました。次に自白については、「合理的な理由なく激しく変遷している上、客観的証拠とも矛盾する」として、信用性に疑いがあるのみならず、任意性についても明確に否定。捜査において弁護人との接見交通権を侵害したこと、Y警察官が西山さんが自分に恋愛感情を抱いていることを知った上でこれを利用して自白を誘導したこと、西山さんに知的障害等があることから判断し、自白は証拠から排除するとなりました。そして、西山さんが犯人であるか否か以前の問題として、そもそも患者が誰かによって殺害されたという事件性すら証明されていないとしました。

（救援新聞4月15日 第1949号より）

新型コロナウイルスの関係で一般傍聴席は15席。超さびしい競争率のなか

やった！ 再審無罪判決 おめでどう 西山美香さん

3月31日、判決言い渡しの日。大津地裁には傍聴を求める人が300人以上。時折り細かい雨がぱらつく曇りがちの天気でした。

布川事件の桜井さん、京都の尾崎さん、滋賀の稲森さんが当選し、傍聴しました。この日、裁判所は公判時間を突如1時間延長。弁護団にも知らされておらず一体何が起こったのか。テレビの中継車が5台待機



報道陣もかなりの数。そんななか西山美香さんと弁護団が裁判所前に到着し、支援者らの激励を受け入廷。午前10時45分頃、「再審無罪」の垂れ幕を持った2人の若手男性弁護団員が現れ、正門前で掲げました。

西山美香さんは、支援の御礼を述べながら、裁判長が「これから普通の女性として生きて行って下さい」と言っていたことが本当にうれしかったと述べ、涙が頬を伝いました。このあと恩師の伊藤正一先生や和歌山刑務所時代の「獄友（ごくととも）」青木恵子さん、鹿児島大崎事件弁護団事務局長の鴨志田祐美次さん、救援会中央本部橋本宏一副会長から祝福を受けました。

パワハラ防止法

パワハラ防止法に抵触することなどです。

2019年5月、改正労働施策総合推進法（通称…パワハラ防止法）が成立しました。改正法は、大企業は20年6月（中小企業は22年4月）から施行されます。パワハラ防止法は、パワハラを法律で定めることで、具体的な防止措置を企業に義務化する

化することを目的に作られ、次の6種類の行為を代表的なパワハラ行為として定めています。

その内容は「①身体的な攻撃・暴行や傷害など（事例省略）②精神的な攻撃・脅迫や名誉毀損、侮辱、ひどい暴言など（相手の人格を否定するような言動・侮辱的な言動・業務の遂行に関する内容を、長時間にわたり必要以上に激しく叱責する・他人のいる場所での威圧的な叱責をくり返し行う・本人以外の人間が見ることが出来るメールなどでの罵倒）③人間関係からの切り離し・隔離や仲間はずし、無視など（以下事例省略）④過大な要求・業務上

パワハラ防止法に抵触することなどです。パワハラ防止法に抵触することなどです。パワハラ防止法に抵触することなどです。

また裁判長が判決の朗読を終え、説諭（せつゆ）道

職場の声

清掃業務の業者委託を 職員の日常業務に変更

銀行から、業者委託の日常清掃を週1回とし、代わりに職員に日常清掃を業務として命じるという通牒が出された。

従業員組合は、清掃業務をするために入行された訳でないこと、時間管理がおろそかになること、特定者に集中すること、などから直ちに元に戻すよう銀行に要請しました。

銀行は「通牒で指導している」など、組合の主張を否定したため、話し合いは平行線でした。



職場にさまざまな声「早急に元に戻して！」しかし、その後ある職場から次のような声を聞きました。「就労時間以外（始業前・終業後）の清掃業務に対して時間外手当を請求しづらい雰囲気醸成されている」「全員の当番制ではなく、しない人もいる」「いやいやさせられている感があり、業者ほどの出来栄えは到底期待できない」など、組合が懸念した通りの事象が起っています。若年層の中途退職者が増加するなかで、このような施策を経費削減という観点からのみで行ったことはおかしいと言わざるを得ません。引き続き、中止するよう求めていきます。（中島）